

令和7年10月31日必着

調整給付金（不足額給付分）（※）申請書

不足額給付！

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

※本申請書は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

確認書が届いた場合は、本申請書を提出するのではなく、確認書に記入し返送してください。

※申請書を提出した方には、審査の上で支給のお知らせまたは不支給決定通知を送付します。

【本申請書での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から筑後市に転入された方などで、令和7年1月1日時点で住民登録がある方のうち、下記の支給要件に該当する方

【誓約・同意事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※1 － 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※2 － 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

Ⅲ 調整給付金（当初給付分）の額

- ② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 市が支給決定をした後、口座凍結等の理由により届け出た口座への振込みが完了せず、かつ、令和7年10月31日までに市が支給対象者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。

1. 申請者

上記【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。また、申し立て内容に相違ありません。

申請日

令和7年 月 日

(フリガナ)		性別	生年月日	現住所
氏名		男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が申請や受給を行う場合】

下記に必要事項を記入してください。代理人の本人確認書類の提出が必要です。代理人となることができるのは、法定代理人や、親族その他の平素から本人の身の回りの世話をしている人に限られます。

委任状					
代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）の ☐ 申請 ☐ 受給 ☐ 申請及び受給 を委任します。			本人氏名	署名	
			令和7年 月 日		

2. 振り込み先の口座

給付金の振り込み先として、あなた名義の口座について記入してください。

上の【代理人が申請や受給を行う場合】の欄で、代理人に受給を委任した場合は代理人名義の口座を記入してください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合 は※欄に記入)	通帳番号 (右詰めで記入)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。	※		

提出書類

①は必ず提出してください。②③は必ずこのページに貼り付けてください。
④はあてはまる方のみ提出してください。

① 『調整給付金（不足額給付分）申請書』（この書類。全部で2ページ）

※ 必要事項をご記入ください。

- ・1ページ目に申請者（または代理人）の氏名などを記入しましたか
- ・1ページ目に振り込み先の口座を記入しましたか
- ・2ページ目（このページ）に本人確認書類と通帳のコピーを貼り付けましたか

② 『本人確認書類のコピー』、『代理人の本人確認書類のコピー』

ここに本人確認書類のコピーを貼り付けてください。

代理人に委任した場合、本人分に加えて代理人の本人確認書類も貼り付けてください。

※ 例：マイナンバーカード（顔写真のある面）のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピーなど。顔写真付きの本人確認書類がない場合、健康保険証のコピーと介護保険証のコピーなど、2種類を提出してください。



③ 『振り込み先の口座を確認できる書類のコピー』

ここに通帳またはキャッシュカードのコピーを貼り付けてください。

※ 通帳は、表紙をめくったページをコピーしてください。



④ 令和6年中に他の市区町村から筑後市に転入された方

令和6年に給付された調整給付金（当初給付分）の額がわかる資料（支給確認書のコピーや支給決定通知書のコピーなど）を提出してください。

※受給要件に該当せず調整給付金（当初給付分）を受給していない方は、令和6年度分個人住民税の納税通知書のコピー または 特別徴収税額通知書のコピーを提出してください。